

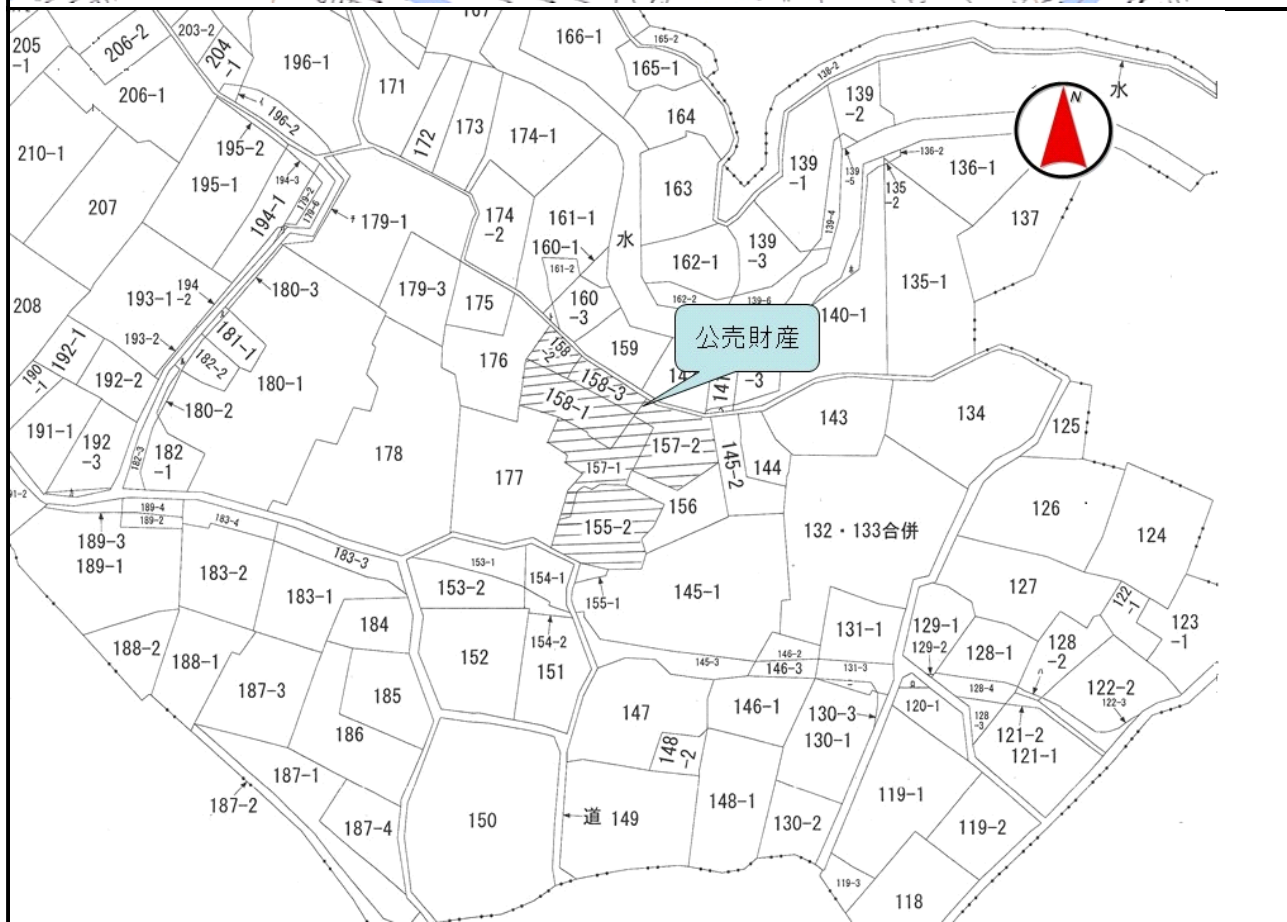
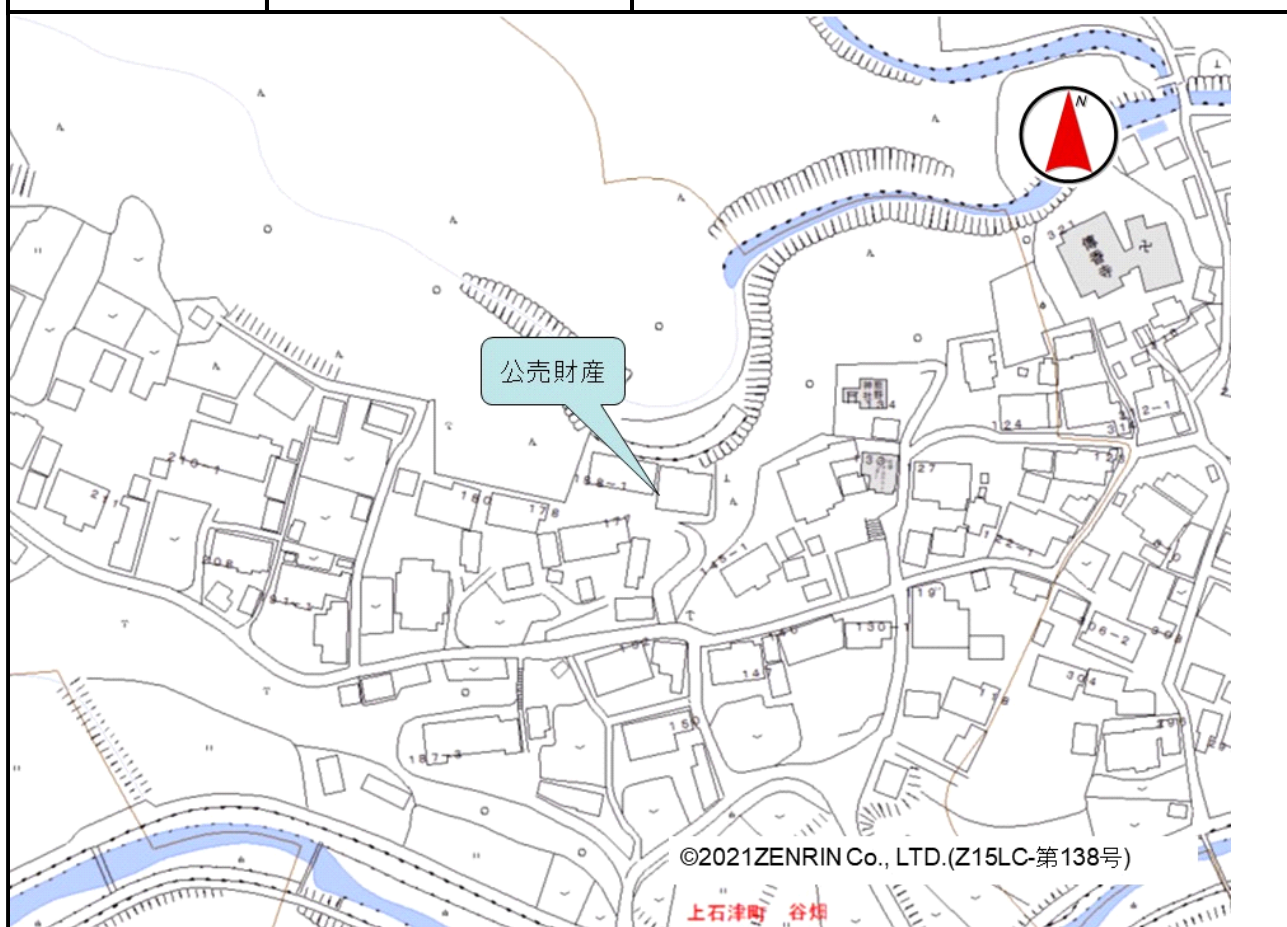
売却区分番号	923 - 1		
見積価額	¥3,740,000	公売保証金	¥400,000
財産の表示	1 (主たる建物の表示) 所在 岐阜県大垣市上石津町谷畑字岡峰157番地2、157番地1、158番地1、158番地2、158番地3 家屋番号 157番2 種類 居宅 構造 木造瓦葺2階建 床面積 1階 142.14 平方メートル 2階 93.92 平方メートル (附属建物の表示) 符号 1 種類 作業場 構造 鉄骨造スレート・亜鉛メッキ鋼板葺2階建 床面積 1階 184.84 平方メートル 2階 178.75 平方メートル 2 所在 岐阜県大垣市上石津町谷畑字岡峰 地番 155番2 地目 山林 地積 234 平方メートル 3 所在 岐阜県大垣市上石津町谷畑字岡峰 地番 157番1 地目 畑 地積 191 平方メートル 4 所在 岐阜県大垣市上石津町谷畑字岡峰 地番 157番2 地目 山林 地積 198 平方メートル 5 所在 岐阜県大垣市上石津町谷畑字岡峰 地番 158番1 地目 宅地 地積 221.48 平方メートル 6 所在 岐阜県大垣市上石津町谷畑字岡峰 地番 158番2 地目 山林 地積 76 平方メートル		

売却区分番号	923-1		
見 積 価 額	¥3,740,000	公 売 保 証 金	¥400,000
	7 所在 岐阜県大垣市上石津町谷畑字岡峰 地番 158番3 地目 宅地 地積 99.17 平方メートル 以上登記簿による表示		
公 法 上 の 規 制	都市計画区域外 農業振興地域内 農用地区域外 大垣市景観計画区域 砂防指定地（北側一部）		
接 道 状 況	特記事項参照		
地 盤 ・ 地 勢	公売財産3、4、5、6及び7 ほぼ平坦地 公売財産2 東側の一部が南向き傾斜地		
使 用 状 況 等	昭和53年7月1日新築（登記による） 令和5年10月3日現在、公売財産の所有者が居住している。		
特 記 事 項	・法務局備付の公図によれば、公売財産の北側及び南側に公道があるが、現況は判然としない。 また、公売財産の南方に位置する市道谷畑1号線から、公売財産に進入するには、公道及び154番1の土地の一部を進入路として使用する必要があることから、買受人は、その使用について、敷地所有者の承諾等を得る必要がある。 なお、公売財産所有者の申立てによると、当該進入路の使用について、敷地所有者に対して年間1万円を支払っているとのことである（令和5年10月3日現在）。 ・公売財産2には、中部電力パワーグリッド株式会社の電線及び支線がある。 ・公売財産3は農地につき、買受希望者は、入札期間中に入札書と併せて「買受適格証明書」の提出又は呈示を要する。 権利移転及び危険負担の移転の時期は、農業委員会又は都道府県知事の許可若しくは届出の受理があった時である。 ・公売財産は、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法による公売を行う。なお、見積価額の公売財産ごとの内訳は、次のとおり。 公売財産1、3～7 3,501,909 円 公売財産2 238,091 円		
住 居 表 示 等	岐阜県大垣市上石津町谷畑158番1		
最 寄 駅 等	JR（東海）東海道本線 関ヶ原駅 南方 約7.6キロメートル		
そ の 他 事 項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
ご 注 意 し て い た だ く 事 項	公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、ご入札ください。 ・公売財産については、あらかじめその現況（権利関係等）及び関係公簿等を確認してください。なお、国は関係資料を提供できません。 ・図面は、現況と異なる場合があります。 ・建蔽率及び容積率は一般的なものを表示してあります。 ・公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、国は担保責任等を負いません。		

売却区分番号	9 2 3 - 1		
見積価額	¥3, 7 4 0, 0 0 0	公売保証金	¥4 0 0, 0 0 0
	・国は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の取扱いなどはすべて買受人の責任において行うこととなります。 ・土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 ・土壤汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 ・公売手続を中止することがありますので、事前に公売中止の有無をお問い合わせください。 ・法令等の規定により換価制限（入札後の手続が停止）となる場合があります。 ・公売財産に係る国税の完納の事実が買受人の買受代金の納付前に証明されたときは、その売却決定を取り消します。 ・権利移転に伴う費用（移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書の郵送料等）は買受人の負担となります。		
陳述書等の提出について	・入札をしようとする者（その者が法人である場合には、その役員、以下「入札者等」という。）は、暴力団員等でない旨の陳述書を提出する必要があります。陳述書の提出がない場合又は不備があるときには、入札は無効となります。 - 暴力団員等とは、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。 - なお、入札者等又は自己の計算において入札をさせようとする者が法人である場合には、法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）を提出する必要があります。 - また、入札者等又は自己の計算において入札をさせようとする者が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者である場合には、その許認可等を受けていることを証明する文書（宅地建物取引業の免許証等）の写しを併せて提出する必要があります。 ・売却決定の日までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更されます。 - なお、買受人又は自己の計算において公売不動産の入札をさせた者が暴力団員等に該当すると認められる場合は、売却決定を取り消します。		

売却区分番号

923-1



売却区分番号

9 2 3 - 1

